

監査委員の選任につき同意を求めることについて。

2021年12月8日

日本共産党県会議員団の大内真理です。会派を代表し、ただいま提案された議題 249 号議案、「監査委員の選任につき同意を求めることについて」 反対討論をいたします。

平成 29 年 2 月に地方自治法一部改正が行われ、監査基準の策定、勧告制度や監査専門委員の創設に加え、自治体裁量で議選監査委員の定数を「ゼロから 2 人まで」選べるようになり、抜本的な監査制度の充実・強化が法改正によって要請されています。

それにも関わらず、宮城県議会においては、議会改革推進会議、平成 25 年次報告書にて「現行どおり 2 名を選任する事が適当」とされた事が固定化し、本格的な議論・協議の無いままに現在まで踏襲され、慣例化していることが反対理由です。

このことについて我が会派は、監査委員制度の抜本的な充実・強化の必要性をかねてから提案してきました。もっと議会の総意になるよう働きかける努力が必要だったと自覚しています。

地方自治法一部改正につながった平成 28 年 2 月の「地方制度調査会第 31 次答申」では、「監査による監視機能を高めるため、監査の実効性確保の在り方、監査の独立性・専門性の在り方、監査の適正な資源配分の在り方について、必要な見直しを行うべきである」事が示されています。また本県は、食糧費問題、カラ出張問題もあり、さらには、政務活動費の使い方をめぐり監査委員経験者の議長が相次いで監査請求された問題など、本県独自の特殊事情も抱えてきました。

これら地方自治法一部改正の趣旨と我が県独自の事情を踏まえ、県民の信頼を取り戻すための議会改革の議論の中に、議会選出監査委員の在り方も加え、抜本的な議論で改革していく事が必要であると訴え、反対討論と致します。

ご清聴ありがとうございました。